

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

今回、放射線測定設備の更新に伴う見直し、ERSS伝送システムの整備に伴う見直し等を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和5年7月28日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 放射線測定設備の更新に伴う見直し

「別図-4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」及び「別表-5 放射線測定設備」について、放射線測定設備の更新に伴うNaI（低線量率用）測定レンジの変更。

(2) ERSS伝送システムの整備に伴う見直し

本文及び「別表-7 その他の原子力防災資機材」について、ERSS伝送システムの整備（2023年度中に伝送開始予定）に伴い、原子力災害対策活動で使用する設備の整備・点検、情報の収集と提供、及びその他の原子力防災資機材の保管場所等の記載を見直し。また、「別表-2(5) ERSSへ伝送するデータ項目」を追加。

(3) 関係機関の組織名称の変更

「別図-3(1) サイクル研究所外通報連絡系統」について、国土交通省の組織改正により名称を変更。

(4) 施設配置図の見直し

「別図-4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図-5 サイクル研究所緊急時対策所配置図」、「別図-6 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表-1 原災法対象施設」について、縮尺適正化に伴う原図の変更、再処理施設境界の変更及び施設の解体撤去に伴う変更。

(5) 原子力防災資機材の保管場所の変更

「別図-6 原子力防災資機材の保管場所」、「別表-6 原子力防災資機材(2/2)」、「別表-7 その他の原子力防災資機材」について、原子力防災資機材（空間放

射線積算線量計、個人用外部被ばく線量測定器) 及びその他の原子力防災資機材 (移動式発電機) の保管場所の変更。

(6) 集合・避難場所の位置変更

「別図-5 サイクル研究所緊急時対策所配置図」について、従業員の集合・避難場所の変更。

(7) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

原子力防災管理者の職務の見直し、原子力災害対策指針の改正に基づく表現の見直し、他の原子力事業者への協力の追加、「別表-10 原子力災害対策活動で使用する資料」の見直し等

以 上

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(4)

第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初動対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(7)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(7)

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(7)

以上